

大和郡山市通学路安全対策ガイドライン

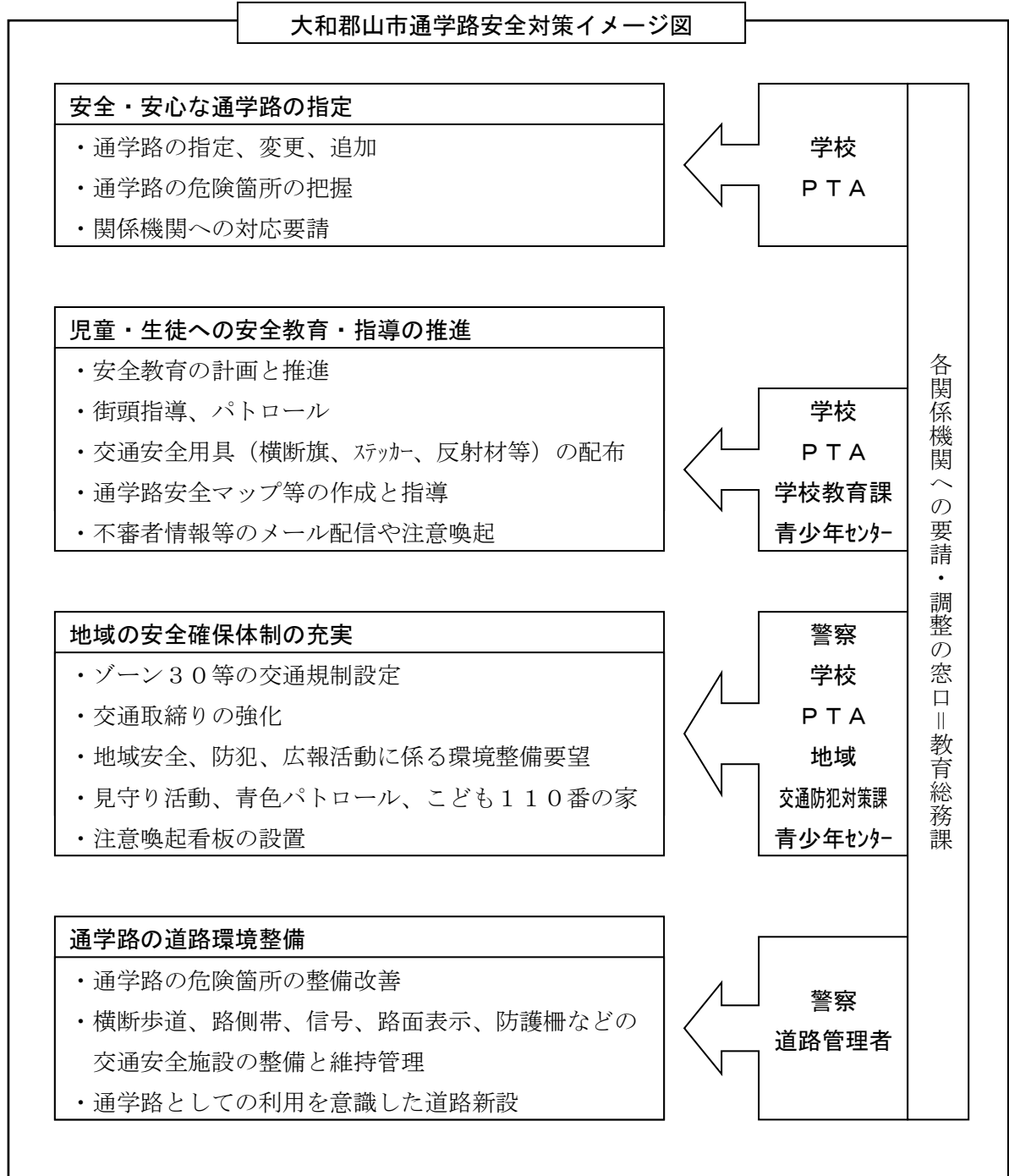
平成26年4月

(令和8年4月修正)

大和郡山市・大和郡山市教育委員会

3. 本市における通学路安全対策の枠組み

上記関係機関の連携により、ハード面での安全対策を推進するとともに、児童・生徒が自ら安全を確保できる安全教育のソフト面での充実も図ることが必要である。



4. 通学路合同点検

通学路の危険箇所が新たに把握され、学校・P T A等から改善要望があった場合には、各関係機関が緊密に連携しながら合同点検を実施し、通学路の安全確保に向けた取組を進めていくものです。

また、各関係機関が合同で行う一斉点検については、通学路の新規指定状況や変更状況を念頭に、実施の要否について学校と協議することとします。

以上